

一般廃棄物処理基本計画【生活排水処理基本計画】（案）に対する意見と市の考え方

番号	意見	市の考え方
1	集中浄化槽の維持管理は市が行うべき。	<p>コミュニティ・プラントとは、市町村が一般廃棄物処理計画に基づき設置、管理するし尿処理施設です。一方、集中浄化槽は、民間開発等で整備される浄化槽であり、各家庭に設置される個別浄化槽と同様の扱いであるため、使用者（管理者）が維持管理する必要があります。</p>
2	なぜ岡崎市において岡崎土地開発公社が開発・宅地分譲したちせいの里や同様の住宅団地の浄化槽がコミュニティ・プラントに移行しなかったのか。	
3	今からでも、上記の住宅団地を単なる民間集中浄化槽扱いでなく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づいて市町村が定める一般廃棄物処理計画に沿って設置され、管きよによって集められたし尿及び生活雑排水を併せて処理する施設すなわちコミュニティ・プラントとして計画に組み入れていただきたい。	
4	現在は環境省の一般廃棄物処理事業となっているものを下水道事業に位置付けていただきたい。	
5	各汚水処理施設（公共下水道や農業集落排水施設、集中浄化槽、合併浄化槽）間の財政措置の均衡を図るようお願いしたい。	
<p>地域の実情や採算性を考慮した整備を行うことで、本市にとって最適な水環境の整備に努めていきます。</p>		